

## 心配ごと相談所運営要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人千曲市社会福祉協議会心配ごと相談所（以下「相談所」という）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (相談所の設置)

第2条 相談所は、更埴、上山田の各ふれあい福祉センターに置く。

### (相談員)

第3条 相談員は、各種相談業務に知識と経験を有する者、又は法律について専門の知識を有する者で、人格・識見の高い者を会長が委嘱するものとする。

### (職務)

第4条 相談員は、市民の相談に応じるとともに、相談事業の進展を図るものとする。

2 相談に当たっては、市等の関係機関との連携を密にし、その協力を得て問題の解決にあたるものとする。

### (任期)

第5条 相談員の任期は2年とする。但し再任は妨げない。

### (委員会)

第6条 相談所の適正な運営を図るため、委員会を置くものとする。

2 委員会は、相談員で構成し、委員長、副委員長を互選するものとする。

3 委員長は、会務を統合し、会議の議長となるものとする。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理するものとする。

### (その他)

第7条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定めるものとする。

#### 附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(H22.4 改正第 2 号)